

報告第6号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年6月10日提出

天理市長 並 河 健

専決第3号

専 決 処 分 書

平成28年3月22日午前9時40分頃天理市川原城町361番地7先の国道25号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成28年4月28日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 232,400円

専決第4号

専 決 処 分 書

平成28年4月19日午後5時頃天理市平等坊町208番9の公園で発生した転落事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成28年5月13日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 6,100円